

田村市空家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく必要な援助として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等の所有者等が、自ら当該空家等の除却工事等を実施する場合に、補助金を交付することに関し、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語は、次項を除き、法の定めるところによる。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除却工事 空家等のうち建築物の全部の撤去に係る工事（門扉及び塀等の撤去に係るものを除く。）をいう。
- (2) 附帯工事 空家等のうち門扉、塀、立木その他土地に定着するものの撤去に係る工事（家財道具等の処分を含む。）をいう。
- (3) 除却工事等 除却工事又は除却工事と附帯工事を併せて行う工事をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家等とする。

- (1) 田村市空家等対策協議会において特定空家等と認定されたもの
- (2) 個人が所有する空家等であること。ただし、空家等が共有である場合は、当該共有者全員から除却工事等についての同意を得られていること。
- (3) 抵当権等が設定されていない空家等であること。ただし、抵当権利者から除却工事等について同意を得ている場合は、この限りでない。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市税の滞納がない個人のうち、田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等を所有し、登記事項証明書に所有者として登録されている者（当該対象物

が共有である場合は、当該共有者のうちから選任された代表者1人をいい、未登記の場合は、家屋課税台帳又は固定資産税納税通知書に記載されている者をいう。)又はその相続人(相続人が複数いる場合は、選任された代表者1人をいう。)

- (2) 補助対象空家等が存する敷地を所有し、登記事項証明書に敷地所有者として登録されている者(未登記の場合は、土地課税台帳又は固定資産税納税通知書に記載されている者をいう。)であって、前号に該当する者から除却工事等についての同意を得られている者
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる除却工事等(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業者が補助対象者から請け負う行為とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる業種のうち土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可を受けた建設業者
(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた解体工事業者(補助対象者との工事請負契約額が500万円未満のものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 他の補助金の交付を受けようとする工事
(2) 補助対象空家等の一部分を除却する工事
(3) 同一所有者による補助対象空家等の建替えを目的とした工事
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 除却工事等に要する工事費
(2) 除却工事等により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
(3) 周囲への安全を確保するうえで、除却工事等及び廃材等の処分の際に必要と認められる経費
(4) 前3号に掲げるもののほか、除却工事等に要する諸経費
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度として、これを予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 誓約書（様式第1号）
- (4) 登記事項証明書（未登記の場合は、家屋（土地）課税台帳又は固定資産税納税通知書の写し）
- (5) 申請者が第4条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- (6) 申請者が記載されている住民票
- (7) 申請者の納税証明書
- (8) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- (9) 空家等が共有である場合は他の共有者全員、相続人の代表者が申請する場合は他の相続人全員、敷地所有者が申請する場合は第4条第1号に該当する者、空家等に抵当権等が設定されている場合はその権利に係る者の同意書（様式第2号）
- (10) 空家等に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等からの抵当権解除証書の写し
- (11) 第5条第1項に規定する建設業法の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた解体工事業者であることを証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項に規定する書類は、同条第3項の規定により省略するものとする。

3 補助対象工事は、規則第5条の規定による交付決定の後に着手しなければならない。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 実質的な内容の変更を伴わない補助対象工事の細部の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の変更

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定があった日に属する年度の2月末日までに、規則第14条第1項の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同項に規定する書類は次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書等の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（着手前、工事中及び工事完了後）

(3) 補助対象工事に係る領収書の写し

(4) 解体工事により生じた廃棄物の処分を証明する書類

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を請求するときは、田村市空家等除却事業補助金交付請求書

(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補足)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

田村市長 様

申請者 住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

誓約書

私は、田村市空家等除却事業補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 空家等に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、田村市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 空家等の除却工事等に係る法律等を遵守すること。
- 3 空家等の除却工事等が完了した後の敷地を周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- 4 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 5 補助対象空家等の一部を撤去する除却工事等でないこと。
- 6 同一所有者による補助対象空家等の建替えを目的とした工事でないこと。
- 7 以上の誓約に反した場合、補助金の交付決定の取消し及び補助金を返還することに同意すること。

田村市長 様

同意書

申請者 _____ が下記所在地に存する空家等を除却することについて
同意します。

記

1 空家等の所在地 田村市

2 同意欄

同意年月日	権利等の種類	住 所	氏 名	実印

※ 「権利等の種類」欄は、空家等について有する権利等（所有者、共有者、相続人、抵当権等）を記入してください。

※ 印は実印とし、それぞれ印鑑登録証明書を添付してください。

様式第3号（第11条関係）

田村市空家等除却事業補助金交付請求書

年 月 日

田村市長 様

請求人 住 所
氏 名

㊞

年 月 日付け田村市指令 第 号で交付決定のあった標記補助金について、田村市空家等除却事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記金額を交付して下さるよう請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名		銀行・信用組合 農協・信用金庫		本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ 当座			
口座番号				
口座名義人	フリガナ 氏 名			